

都市縮退過程における居住・都市機能の誘導区域外の生活環境に関する一考察
—北陸3県を事例として—

How Should be Outside of the Residential/Urban Functions Promotion Areas?

—A Case Study in the Three Prefectures of Hokuriku Region—

○関口達也* 林直樹** 杉野弘明***

○Tatsuya SEKIGUCHI*, Naoki HAYASHI**, Hiroaki SUGINO***

1 背景と目的

人口減少社会において、市街地の縮退・コンパクト化が求められる中、多くの市区町村で、立地適正化計画が策定されている。立地適正化計画では、都市利便施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と、人々の居住を誘導する「居住誘導区域」が設定され、税制・建築面などでの様々な立地優遇策と併せて中長期的に各要素の誘導が図られる。

この市街地集約に向けては、人々の居住地や都市施設の立地の重心が徐々に各誘導区域内へ移行するように計画されている。その過程では、集約先以外の地域（以下、誘導区域外）において徐々に人口が減り、あわせて都市利便施設の減少も予想される。すると、誘導区域外に残っている住民の生活利便性は少なからず悪化する可能性がある。適切に市街地を縮退させていくには、誘導区域外の住民の生活利便性を確保しつつ縮退を進めていく事も重要である。ただし、誘導区域外への都市施設の積極的に立地・誘致を続けてその問題の解決を図る事は、縮退政策の意図・目的を踏まえれば、適切とは言い難い。そこで、ハード的な方策のみならずソフト的な方策なども視野に入れて、誘導区域外に留まる住民の生活利便を一定程度確保しながら都市縮退を進める必要があるだろう。これは、時空間的な連続性のある都市計画にも繋がる。

本稿の目的は、立地適正化計画が実施されている地域を対象に、アンケート調査に基づき、誘導区域外に指定されている地域における人々の生活の現状や今後の都市縮退に関する生活意識を誘導区域内の人々のそれと比較しながら分析を行い、都市縮退に至るまでの誘導区域外での生活環境確保プロセスについての知見を得ることを目的とする。

立地適正化計画を扱った研究は多く存在し、誘導区域外の計画状況や市街地像に目を向けた研究は存在するものの¹⁾、住民の生活行動・意識に根差した研究は、その重要性に反して少なく²⁾、特に将来の都市縮退に至るまでの生活の在り方を論じたものは見られない。

2. 研究対象・方法

2022年3月にWebアンケート調査を行い、527件の回答を北陸3県（石川県211人、富山県137人、福井179人）に居住する30歳以上の男女から得た。本稿では、これらの回答者を1)立地適正化計画による各誘導区域内に居住、2)誘導区域外に居住、3)立地適正化計

* 京都府立大学大学院生命環境科学研究科 Graduate School of Life and Environmental Sciences, Kyoto Prefectural University ** 金沢大学人間社会研究域 Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University *** 東京大学大学院農学生命科学研究科 Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo

立地適正化計画, 誘導区域, 生活環境・意識

画の未制定地域に居住の3種類に分け、特に1)、2)の区域に着目し、生活の現状や今後の都市縮退に関する生活意識について訊ねた結果を分析する。その際には、各自治体の特性（都市規模等）や、誘導区域外に当たるエリアでは市街化区域との包含関係、誘導区域境界からの距離などにより適宜分類をしながら分析する。

対象区域の各市区町村での立地適正化計画の策定状況については、立地適正化計画の策定状況（国土交通省、令和3年12月31日現在³⁾）に従った。立地適正化計画策定市区町村における、各回答者の居住地の誘導区域内外の判定は、国土数値情報ダウンロードサービスより入手した各誘導区域の区域データ（令和2年12月31日時点）が、各回答者の郵便番号をジオコーディング（ArcGIS Data Collection 2016のロケータ機能を利用）した代表点のポイントを内包している場合に誘導区域内、そうでない場合に誘導区域外として判定した。ただし、福井市とあわら市については上記の区域データが存在しなかったため、市区町村により公開された立地適正化計画の資料⁴⁾を確認して、郵便番号の代表点ポイントが区域内にあるか否かを判別した。

アンケート調査では、主に以下の項目について訊ねた。居住区域に応じて分類した回答者グループごとに各質問への回答傾向の違い、特に誘導区域外の人々の回答に着目し、都市縮退に至るまでの誘導区域外での生活環境の確保の在り方に向けた考察を行う。

1-1) 普段の（食料品）の買い物を行う店舗について：

人々の日常の生活行動の現状把握を行う。特に誘導区域外の住民の店舗利用の中心は、誘導区域内外のいずれか、また、それは居住地からどの程度の範囲であるかを分析する。

1-2) 買い物できる場所が生活圏内になくなった場合に望む施策について：

都市縮退の過程における誘導区域外的生活利便性の悪化を想定して、その際に住民は生活を維持するためにいかなる施策を望むのか、それは立地適正化計画による都市縮退の意図に適合するののかについて分析する。

2) 将来の居住エリアの生活環境に対する意識：

自分の住むエリアには居住地や都市機能が集まる見込みがあるかについて分析する事で、立地適正化計画による区域指定と住民の認識との整合性について検証する。

また、合わせて誘導区域内の様により生活が便利な区域へ移住を望むタイミングについて、生活環境との関係で分析を行う。

3 結果と考察

郵便番号のコーディングに成功した477人について、前述の3種類の区域の人数分布を集計したところ、1)各誘導区域内に居住：197人、2)誘導区域外に居住：159人、3)計画の未制定地域：121人であった。

詳細な分析結果については、当日の発表内での報告を予定している。

謝辞：本研究はJSPS科研費19H00958, 20K14901の助成を受けた。

注釈・参考文献：1)本村ら(2020)都市計画論文集 55(3), pp.521-528, 山梨ら(2020)都市計画論文集 55(3), pp.1165-1172, 吉武ら(2021)都市計画論文集 56(2), pp.334-346. 2)中道ら(2019)都市計画論文集 54(3), pp.680-687, 龍野ら(2021)都市計画論文集 56(3), pp.795-802. 3) https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001465256.pdfを参照. 4)各自治体のホームページより計画資料を参照した。